

平成29年度第2回水道水質検査法検討会 議事要旨

1 日時

平成30年1月23日(火) 13:30~17:30

2 場所

中央合同庁舎第5号館専用第12会議室

3 出席者(敬称略)

委員 阿部進、五十嵐良明、小林憲弘、神野透人、鈴木俊也、
高木総吉、中村弘揮、林幸範、宮田雅典、森元俊夫

4 議題

- (1) 検査方法告示等の改正について
- (2) その他

5 議事

(1) 検査方法告示等の改正について

◎検査方法告示の改正について

- ・「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成15年厚生労働省告示第261号)に、検水の濃度範囲に係る規定等所要の改正を行うことについて、平成29年11月22日から平成29年12月22日までの間、意見募集を行った結果、20件の意見(うち本告示に関係ないもの18件)が寄せられたが、原案のとおり改正を行うことが了承された。

◎農薬類の検査方法について

- ・平成30年4月に目標値が見直される予定の農薬類については、現在の検査方法で対応が可能であることが確認された。
- ・別添方法20の2に、平成30年4月から113農薬(うち14農薬は参考)を追加することが了承された。
- ・フラザスルフロン及びベンスルフロンメチルについては、アスコルビン酸ナトリウムではなくチオ硫酸ナトリウムで脱塩素を行う旨記載することが了承された。
- ・また、イプロジオン代謝産物、(5Z)-オリサストロビン、アミトラズ代謝産物(N-2,4-ジメチルフェニル-N'-メチルホルムアミジン)の3農薬については、農薬の対象リストに掲載されていないことから今回の追加は見送り、継続して検討することとなった。
- ・プロチオホスのオキソン体の分析(別添方法25)について、複数機関による妥当性評価の結果が示された。オキソン体は妥当性が確認されたが、プロチオホス原体は吸着性が高いことから参考扱いとすることが了承された。

◎次年度以降の検査方法告示等の改正について

- ・以下について今後検討を行うことが了承された。

(1) 金属類混合標準液の保存

六価クロムと鉛を高濃度で混合した標準液を保存すると沈殿が発生し、濃度低下が起こることについて、三価クロムの使用及び六価クロムを使用する際の酸濃度の設定について検討する。

(2) 陰イオン混合標準液の保存

陰イオン混合標準液の保存について、一定条件下で亜硝酸態窒素濃度の減少が見られたことから、保存可能な条件について再度検討する。

(3) 金属類の検査における硝酸添加

金属類の検査における硝酸の添加を、採水直後ではなく、検査室持ち込み時でもよいことを明示する方向で検討する。

(4) 標準列作成に係る規定

今年度末の検査方法告示改正により一部別表で検水の濃度範囲の上限が上がり、標準原液の濃度と近くなったことから、標準原液から直接標準列を作成すること等について検討する。

(5) 残留塩素検査方法告示（平成 15 年厚生労働省告示第 318 号）の改正

残留塩素検査方法告示について、各別表について現状との乖離及び携帯型の残留塩素計の取り扱いについて整理する。

◎妥当性評価ガイドラインのQ&Aについて

- ・平成 29 年 10 月に改定された妥当性評価ガイドラインについて、Q&Aを国立医薬品食品衛生研究所のHPに開設することが提案され、了承された。